

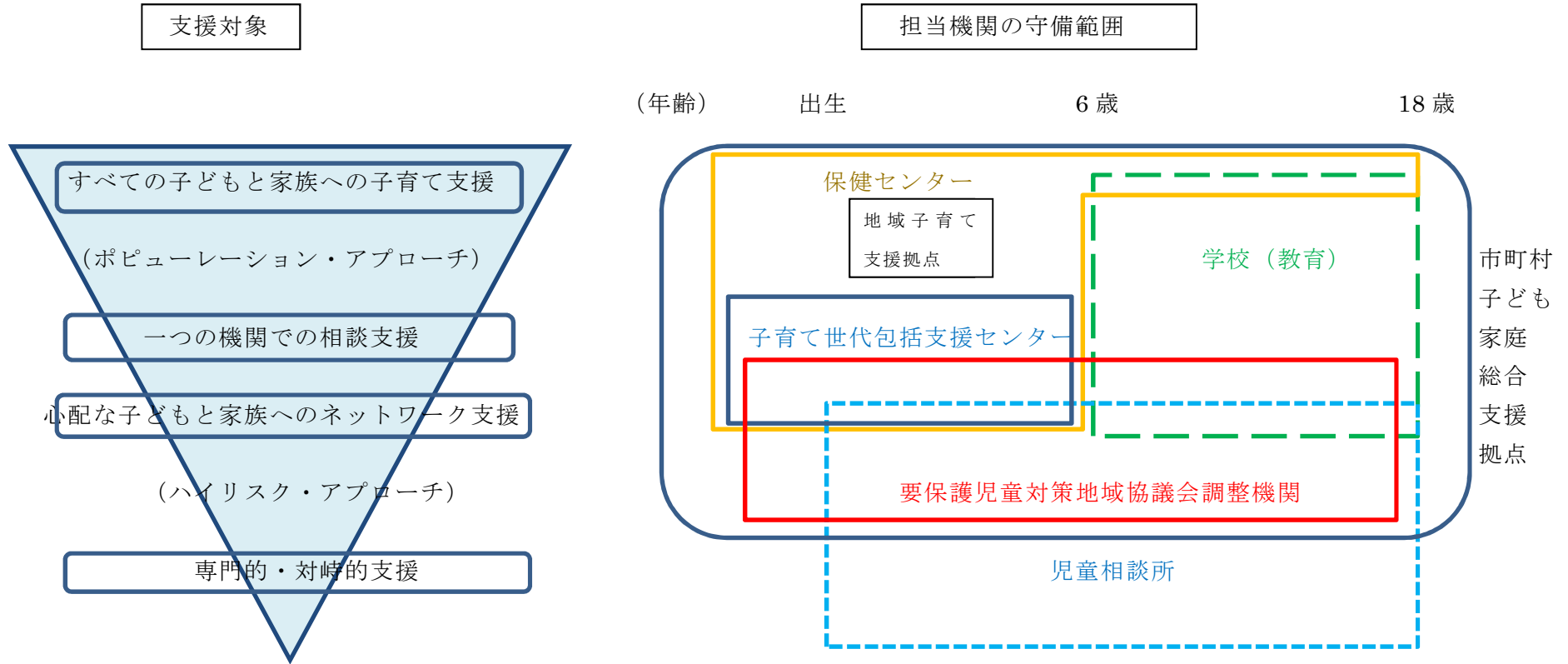
構成員提出資料

○安部 計彦構成員提出資料

○加藤 曜子構成員提出資料

○後藤 慎司構成員提出資料

子育て支援の見取図（マトリクス：安部案：2017年2月19日）



保健センター（オレンジ実線）修正前から主に6歳

就学後も精神保健等で子ども・家族にかかわる

子育て世代包括支援センター（青実線）ポピュレーションからネットワーク支援

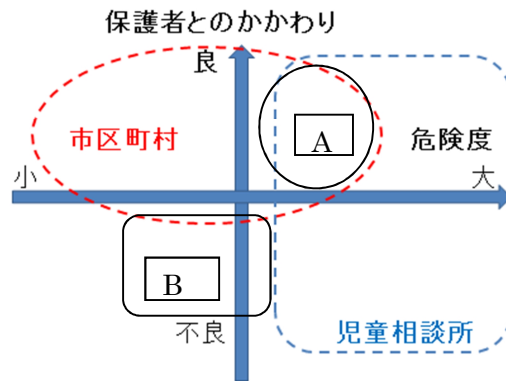
主に子育ての個別相談への対応

要保護児童対策地域協議会（赤実線）ネットワーク支援（主にハイリスク）

子ども家庭福祉：出生後から18歳まで、ポピュレーションからハイリスク

子育て支援拠点：上記全部を含む

「児童相談所から市区町村への指導委託」の内容（案）



A：危険性はある程度高いが市区町村の支援受け入れはある場合（市区町村からの要請がある場合を含む）

例：①児童養護施設等退所後6月間の児童福祉司指導

②（職権）一時保護後、「保健師の訪問受け入れ、保育所通所」等の訓戒誓約で在宅に戻す場合

③児童相談所主担当から市区町村へ主担当を移行する時に、確実に支援を継続する必要がある場合（①を含む）

B：危険度は重度ではないが市区町村の支援を拒否し、状況改善が進まない場合

（現状では対応に苦慮し、場合によっては放置されることもある）

④児童相談所が介入するほどの危険度はないが、市区町村の訪問を拒否する等で事態が改善しない場合

第6回前の意見提出

区町村の支援業務のあり方に関する検討WG

2017年2月10日

「要保護児童対策地域協議会運営指針」についての提案

加藤曜子（流通科学大）

1. 要保護児童対策地域協議会運営指針の項目だてに関する意見

平成22年度の第2章は、要対協の設立が入っておりますが、2004年当時のものですので、現在すでに組織率99%であるので、削除します。私の提案意見は以下の通りです。

第1章 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会の意義（p4）

第2章 要保護児童対策地域協議会の設置

協議会の公示及び参加機関構成員一覧

第3章 要保護児童対策地域協議会の運営

(1) 調整機関の位置づけ、職員（旧p16）

(2) 調整機関の役割（旧p18）

- ① 協議会事務の総括
- ② 援助の実施状況の進行管理（実務者会議等で実施）
- ③ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整
- ④ 養育支援訪問事業との関係（p17）

(3) 協議会の業務（p12の(3)、(4)、(7)(8)）

- ① 第25条の2-2
- ② 支援状況を把握するための進行管理を実施し役割分担を確認、支援方針を見直しを協議。
- ③ 施設退所時や一時保護後の家庭復帰における個別ケース検討会議の実施
- ④ 転居家庭への援助依頼
- ⑤ 特定妊婦に対する連携

⑥ 居所不明児童の確認 等

第4章 要保護児童対策地域協議会の会議 (p 1 1)

(1) 関係機関の協力要請 (p 1 6)

(2) 代表者会議 (p 1 1)

1) 目的

2) 会議内容

3) 工夫例

(3) 実務者会議 (p 1 1の説明は削除)

目的

1) 新規事例、継続事例への扱い

2) 進行管理会議 実施手順 (p 1 2の(4))

3) 支援の終結

4) 実務者会議の工夫例 進行管理会議前の事前会議開催など

(4) 個別ケース検討会議 (p 1 2, 1 3 (6))

1) 目的

2) 実施手順 (p 1 4の個別ケース検討会議開催、p 1 5)

3) 工夫例

第5章 合同アセスメントと支援計画 (新 実務者会議や個別ケース検討会議の基本)

(1) 合同アセスメントとは何か (児童相談所、保健所、市の共通アセスメント
を利用した東大阪市マニュアルをご参照) 但し、具体例なしでも可ですが。

(2) 支援計画の方法

(3) 多機関間合同研修

第6章 要対協における守秘義務について

第7章 関係機関連携の実際例 (新)

特定妊婦の場合

乳幼児の場合

学齢児の場合

2. 今後変更が必要な用語について

- ① 事務局の用語と、調整機関が混在しているため、調整機関か、調整機関（事務局）と統一する。ただし、事務局を利用すると、単なる事務の意味に取られかねないので、無くしてもいいかもしれません。
- ② 「主たる機関」については、市区町村と児童相談所について決定をしているが、「主たる援助機関」と混乱している。
よって、用語説明においても、主たる機関、主たる援助機関（キーパーソンは紛らわしいので利用しないp 1 2）について、最初に示す。

p 4の④

各関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる →

各関係機関が情報の共有を通し、課題を共有化することができる。

p 4の⑤課題の共有化つまり関係機関が同一の認識の下に、役割分担をしつつ支援をする。

p 4の5 5の非行児童は、当時、要支援児童が明確になっておりませんでしたので、非行児童と書かれていますが、要支援児童に非行児童を含む形で、要支援児童として統一して、例示をすればいいのではないかと思います。

松本先生からの要望により、意見を提出させていただきます。補足につきましては、3月1日の会議にてお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

加藤曜子より

市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）についてのメモ

H29. 2. 10

大分県 後藤慎司

1 市区町村と都道府県（児童相談所）との協働・連携・役割分担と相互「送致」についての基本的考え方

- ・市区町村と児童相談所とは、適切に役割分担・連携を図りつつも、常に協働して支援を行うことを基本とすべき（役割分担が先ではなく、まず協働が先であるべき）です。
- ・その上で、市区町村と児童相談所の協働・連携・役割分担の具体的なあり方については個別に十分に協議して取り決めておくことが肝要と考えますが、児童相談所から市町村への送致も制度化されると、お互いの協議が整わない場合には「送致合戦」が起こることも考えられます。
- ・これを避けるために、従来の「援助指針」（資料P11）では「自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に」と定められており、この考え方を今後も継続するのが適切と考えます。
- ・具体的には、相互送致等については、各地域の実情に応じて、市区町村と児童相談所の間で包括的な事前協議により独自ルールを定めるなり、個別ケース発生ごとに協議するなりして、話し合いによって決めることが第一と考えます。その上で、どうしても協議が整わない場合の考え方の整理として、「市区町村から児童相談所への送致」については児童相談所はこれを拒めず、逆に「児童相談所から市区町村への送致」については市区町村との協議が整わない限り強制できない趣旨とするのが適切と考えます。

3 警察からの通告について

- ・P17に、警察からの通告等が所在地管轄の市町村に行われる旨の記述、P23に、警察からの通告書が市町村に対してなされる旨、また身柄付きの場合についての記述、
- ・P61に、警察から市町村への通告がある旨の記述があります。
- ・しかし、現場実務としては、警察は「少年警察活動規則」を根拠に、通告は児童相談所だけに行っている現状にあるので、これらの記載については現状にマッチした書きぶりに改めた方がよいと考えます。